

奈良^{つたえ}傳賞資格審査委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、奈良 傳賞資格審査委員会と称する。

(意義)

第 2 条 日本のワイズメンズクラブ創始者である奈良 傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。

(目的)

第 3 条 前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。

(位置)

第 4 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 5 条 本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者 6 名の委員で構成され、理事が委員長となる。

(任期)

第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 6 期までの再任を妨げない。なお特別の事情のあるときは、連続 6 期を超える再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(受賞者の資格)

第 7 条 会員で、ワイズメンズクラブおよび YMCA での働きが顕著であり、ワイズメンズクラブの会員歴が 30 年以上、満 70 歳以上の者。表彰は毎年 1 名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。

2. 前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員

(受賞者の発表)

第 8 条 前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年 4 月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。

2. 受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。

(付則)

第 9 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年 4月 8日	改正	2001年 7月 1日	施行	2003年 6月 14日	改正	2003年 7月 1日	施行
2004年 4月 4日	改正	2004年 4月 5日	施行	2005年 11月 28日	改正	2005年 11月 28日	施行
2009年 4月 5日	改正	2009年 4月 6日	施行	2014年 6月 14日	改正	2014年 7月 1日	施行
2016年 4月 9日	改正	2016年 7月 1日	施行				